

公安委員会 説明資料No. 1	警察庁長官に対する異議申立てに係る決定 (2件)について(行政機関情報公開法及び行 政機関個人情報保護法関係)	平成23年4月7日 総務課
--------------------	---	------------------

(略)

公安委員会	国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について	平成23年4月7日
説明資料No.2		人事課

1 改革の方針

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、縦割り行政や天下りの弊害を除去するとともに、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を推進

2 改革の具体的措置

(1) 自律的労使関係制度の措置 (※1・2)

- 非現業国家公務員（警察職員等を除く）への協約締結権の付与
- 国家公務員制度に関する事務等を担う公務員庁（仮称）の設置
- 人事院勧告制度及び人事院を廃止し、人事行政の公正の確保等の事務を担う第三者機関たる人事公正委員会（仮称）を設置

※1 爭議権については、新制度の運用状況等を踏まえ、改めて検討

※2 地方公務員の労働基本権については、国家公務員の労使関係制度と整合性をもって検討

(2) 採用から幹部までの各段階に応じた人事制度改革

- 幹部職員人事の一元管理（適格性審査、幹部候補者名簿、任免協議、公募等）(※3)
- 内閣人事局の設置
- 幹部候補育成課程の整備
- 新たな採用試験制度の導入（平成24年度から実施）

※3 警察庁の幹部職については、政治的中立性確保の要請から、適用除外等の特例あり

(3) 退職管理の一層の適正化

- 再就職等監視・適正化委員会の設置
- 官民人材交流センターの廃止

(4) その他

- 定年まで勤務できる環境の整備、雇用と年金の接続

3 今後の改革の進め方

国家公務員制度改革基本法に基づく法制上の措置を講ずるため、以下の4法案を今通常国会に提出

- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（仮称）
- 国家公務員の労働関係に関する法律案（仮称）
- 公務員庁設置法案（仮称）
- 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）

4 今後の予定

- 今通常国会に上記4法案を提出予定
- 平成24年度から順次、新たな制度に移行

公安委員会 説明資料No.3	被災地等における安全・安心の確保対策 について	平成23年4月7日 生活安全企画課 総務課
-------------------	----------------------------	-----------------------------

1 「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」の設置

(1) 趣旨

東北地方太平洋沖地震の被災地及び原発事故に係る避難指示地域等においては、混乱に乘じた犯罪等の発生が、その他の地域においても人の善意に乘じた詐欺等の発生が懸念されることから、犯罪対策閣僚会議の下にワーキングチームを設けた上、関係省庁が連携し、被災地等における安全・安心の確保に係る総合的な対策を検討・推進するもの

(※第1回が3月31日に開催)

(2) 構成員

議長：内閣官房副長官補（内政）

構成員：内閣官房内閣審議官

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の局長・審議官級

(※警察庁においては生活安全局長が構成員)

2 「被災地等における安全・安心の確保対策」

4月6日、第2回ワーキングチームにおいて取りまとめられた。

【警察庁関連の主な取組み】

(1) 被災地等の治安回復・維持

- 被災地等における犯罪の取締り機能の回復・維持
- 震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺、環境犯罪等への対策
- 適切な検視、身元確認等の推進
- 無人店舗、家屋等の防犯対策
- 避難所における防犯対策、相談への対応等
- 流言飛語への対応
- 雇用創出のための基金事業を活用した警備員等による警戒活動
- ボランティアによる防犯活動
- 交通秩序の回復
- 被災地等における安全確保のための警察活動基盤の整備

(2) 復旧期における治安回復・維持

- 新設店舗等の防犯対策
- 新規に設置するATMの防犯対策
- 復旧活動に伴う事故の防止と円滑な交通流の確保

(3) 復興期のまちづくりにおける治安基盤の確立

- 犯罪の起きにくいまちづくり
- 安全な交通環境の整備

公 安 委 員 会	「検討に関する中間報告」について	平成23年4月7日
説明資料No. 4		刑 事 企 画 課

1 中間報告の目的

研究会発足後、おおむね1年を過ぎた時点で、これまでの議論を整理し、今後の検討課題を明らかにするために、取りまとめたもの。

2 報告書の概要（内容の詳細は別添参照）

(1) 研究会の目的（第1）

治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するため、

- 捜査構造全体の中での取調べの機能をどうするか
- どのように取調べの可視化・高度化を図るか
- 取調べ以外の捜査手法をどのように高度化するか

等について、幅広い観点から検討

(2) 検討の概要（第2）

平成22年2月5日から平成23年3月11日まで、13回の会議を開催
委員による知見発表、ヒアリング、諸外国に関する調査結果の報告等を実施

(3) 検討事項ごとの検討状況（第3）

ア 取調べの機能

(我が国) 取調べの捜査における意義・役割が大きい。真相解明の機能
(諸外国) 1回当たりの取調べ時間が短く、取調べの回数も少ない。
取調べの捜査における意義・役割が、我が国に比して小さい。
弁明を聞く程度で、自白率も低い。

イ 取調べの可視化

(我が国) 裁判員裁判対象事件に対する取調べの録音・録画の試行
(諸外国) 調査した9の国等中、8の国等において録音・録画制度を導入
録音・録画の範囲は、対象犯罪や身柄拘束の有無等により限定

ウ 捜査手法等

(DNA) 調査した9の国等中、8の国等において、捜査が終了した事件の被疑者や有罪確定者等から強制採取制度あり。
データベースの登録件数は、多くの国で我が国より多い。
(通信傍受等) 調査した全ての国等で、殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、詐欺、贈収賄等多岐の犯罪に適用可。組織性の要件や立会い要件なし。
多くの国等で会話傍受が可能
(司法取引・刑事免責等) 調査した9の国等中、8の国等において導入

(4) 今後の検討課題（第4）

○ 取調べの高度化と可視化

取調べの機能・役割、取調べの可視化の目的、録音・録画の対象・範囲、録音・録画の実施の確保、取調べ技術の高度化について検討。

○ 捜査手法の高度化

DNA型データベースの拡充、通信傍受制度の見直し・会話傍受制度の導入、司法取引・刑事免責等について検討。

1 手続の概要

自動車安全運転センターは、自動車安全運転センター法第33条の規定により、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会の認可を受けなければならないこととされている（認可については警察庁長官の専決とされている。）。

このたび、平成23年度の予算及び事業計画について、同センターより申請があり、その内容が適正であると認められたことから、3月31日付で認可を行った。

2 予算及び事業計画の概要（括弧内は前年度比）**(1) 予算**

※ 百万円未満切り捨て

予算総額

6,759百万円（102百万円減）

【収入（総額6,759百万円）】

○ 補助金収入	150百万円（19百万円減）
○ 手数料収入	4,871百万円（97百万円増）
事故証明書発行手数料	1,879百万円（97百万円増）
経歴証明書発行手数料	2,992百万円（増減なし）
○ 研修料等収入	1,246百万円（15百万円減）
○ 雑収入	229百万円（40百万円減）
○ 繰越金受入	261百万円（123百万円減）

【支出（総額6,759百万円）】

○ 役職員給与	3,188百万円（30百万円減）
○ 一般業務費	2,350百万円（3百万円増）
○ 研修業務費	695百万円（67百万円増）
○ 施設整備費	140百万円（140百万円減）
○ 調査研究費	30百万円（増減なし）
○ その他	354百万円（2百万円減）

(2) 事業計画

○ 安全運転研修業務	延べ59,040人日（1,050人日減）
○ 証明書発行業務	

事故証明書	348万件（18万件増）
経歴証明書	475万件（増減なし）

○ 通知業務	90万件（9万件減）
○ 調査研究業務	

交通事故映像の活用による交通安全教育DVDに関する調査研究ほか
2件

1 被害状況 (4月7日現在。以下同じ。)

死者：12,596人、行方不明者：14,747人、負傷者：2,863人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約18,000人の警察官を派遣。

- 約11,000人体制で災害警備活動を実施中。

- ・自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）

- ・派遣部隊：約3,000人（岩手約1,100人、宮城約1,300人、福島約900人）

【内訳】機動隊・管区機動隊（約2,100人（放射線測定専門部隊9人を含む。）、広域緊急援助隊（交通約460人・刑事約310人）、地域警察特別派遣部隊（約260人）、その他（約90人）、警察用航空機（ヘリ）9機

3 主な災害警備活動**○ 救出・救助活動**

これまでに生存者約3,750人を救出・救助。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・必要な装備資機材を着装し、合計約950人体制で各種活動を実施。

- ・10km圏内では、空間放射線量等の測定のため、安全管理サポート班（福島県機動隊）を投入するとともに、必要に応じ、遺体の収容等を実施。

- ・また、10～30km圏内では、NBC対策部隊による空間放射線量等の測定、20km圏周辺での立入り者の確認のほか、行方不明者の捜索、パトロール、遺体の収容等を実施。本日（4月7日）以降、警視庁派遣部隊による南相馬地区等での大規模な捜索を実施予定。

○ 身元確認

警察官約1,200人体制で遺体を見分、身元確認を実施。日本法医学会等の協力も得て、医師等を派遣。これまでに約10,400体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約83%）。

○ 被災者支援

全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者的心のケア等を実施。

○ 防犯、犯罪取締り

地域警察特別派遣部隊（119台・約260人）を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。震災に便乗した詐欺、悪質商法等への取締りや広報啓発を強化。また、悪質な流言飛語について、国民に注意喚起するとともに、サイト管理者等に対する削除依頼を推進。

○ 運転免許証の再交付事務

運転免許証の再交付について、岩手（3月13日から）、福島（3月28日から）に続き、宮城でも4月3日から業務開始。これで被災3県全てで業務開始。

○ 通信機能の維持のための機動警察通信隊の活動

山中の無線中継所への燃料補給、現地への携帯無線機等の通信資機材の搬入・設置、破損した通信施設の応急措置等により通信機能を維持。

○ 被災県警察に対する支援体制の強化

3月31日、「支援調整チーム」を「支援対策室」に改組し、岩手県、宮城県及び福島県における警察活動の支援、物資の調達その他の支援業務に関する連絡調整を行うなど、支援体制を強化。